

広島県教育委員会教育長告示第二号

広島県立図書館管理運営規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県立図書館管理運営規則施行細則の一部を改正する告示

広島県立図書館管理運営規則施行細則（昭和六十三年広島県教育委員会教育長告示第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条」を「第二十二條」に改める。

第二条の表を次のように改める。

書 類	様 式
一 図書館利用カード（図書館規則第八条第一項）	様式第一号
二 図書館利用カード申込書（図書館規則第八条第二項）	様式第一号
三 図書館資料利用票（図書館規則第十一条）	様式第二号

別記様式第一号表)中「ご利用」を「御利用」に、「おもちゃくぐさい」を「お持ちください」に改め、同様式(裏)中「ながく」を「長く」に、「かわった」を「変わった」に、「ほかの」を「他の」に改め、「国民の祝日」の次に「(11月3日を除く。)」を加え、「ばく書期間」を「特別整理期間」に、「730」を「730-0052」に改め、同様式(裏)の(注)を次のように改める。

注 1 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横85ミリメートルとする。

2 図書館規則の趣旨に反しない限度において、実務の実態に即して、項目等を追加して差し支えないものとする。

別記様式第二号表)中「広島県教育委員会教育長 殿」を「様」に、「したがいます」を「従います」に改め、同様式(裏)の(注)を次のように改める。

注 1 用紙の大きさは、縦75ミリメートル、横125ミリメートルとする。

2 図書館規則の趣旨に反しない限度において、実務の実態に即して、項目等を追加して差し支えないものとする。

別記様式第三号の(注)を次のように改める。

注 用紙の大きさは、縦75ミリメートル、横125ミリメートルとする。

別記様式第四号及び別記様式第五号を削る。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十三年四月一日から施行する。